

●香川県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び 主たる事務所の所在地
平成30年2月1日	いちご訪問看護ステーション24由良 木田郡三木町池戸3007番地	名古屋ラピッドプロダクツ株式会社 愛知県名古屋市千種区不老町グリーン ビーグル材料研究施設内
平成30年4月27日	ことひき看護ステーション 訪問看護部 観音寺市観音寺町甲1235番地ホテル サニーイン7階	株式会社ことひき看護ステーション 観音寺市観音寺町甲1235番地ホテルサ ニーイン7階